

ベトナムの障害児教育における現状と課題

A View of the Recent Trend on the Special Education in Vietnam

江田 裕介

Yusuke EDA

森澤 允清

Masakiyo MORISAWA

井上 真友子

Mayuko INOUE

ベトナムの障害児教育における現状と課題

A View of the Recent Trend on the Special Education in Vietnam

江田 裕介

Yusuke EDA
(和歌山大学教育学部)

森澤 允清

Masakiyo MORISAWA
(NGO V-Heart 現地駐在所長)

井上 真友子

Mayuko INOUE
(大阪市立苗代小学校)

ベトナムはドイモイによる経済発展の過程にあり、教育の分野でも新しい法令が制定されるなど改革が進んでいる。しかし、まだ困難な問題も多く、本稿では障害児の教育に関して次の3点を指摘した。(1) 急激な経済状況の変化による所得格差や地域格差の拡大、教育費の有料化などの影響で、農村部、山岳地帯、貧困層などにおいて障害児の就学が一層困難になっている。(2) 障害児の就学と学習の機会を増やす方策として普通教育との統合を進めているが、対象となる障害の種類・程度が限定されている。また課程制が残っているため進級できない例が多い。(3) ベトナム戦争の枯葉剤被害による重度障害児の発生という独特の歴史がある。しかし、重度障害児は医療施設、福祉施設、宗教施設で処遇され、学校教育の対象に位置づけられていない。特に脳性まひ児など重度重複障害児の教育は内容、方法ともに不十分である。これらのことから、ベトナムへの教育支援は、従来の都市拠点型の支援を地方巡回型の支援へ切り替えていくことや、重度障害児の教育に対する教師の意識や指導技術の向上に協力していくこと等が必要と考えられる。

キーワード：ベトナム ドイモイ 障害児教育 枯葉剤 海外教育支援

1. はじめに

ベトナム社会主義共和国(以下ベトナムとする)は、1986年に宣言されたドイモイ(刷新)による市場経済の導入が成果を挙げ、1990年から2000年の10年間でGDP(国内総生産)が5倍に成長するなど、今日、目覚ましい経済発展の過程にある¹⁹⁾。1995年にはアメリカ合衆国との国交正常化と、ASEAN(東南アジア諸国連合)への正式加入を果たし、国際社会への復帰と地位強化を進めてきた。こうした中で日本とベトナムの関係も急速に進展しつつある。近年、日本からベトナムへの旅行者数が飛躍的に増加し、1993～2002年の間に約9倍となった²⁰⁾。2004年1月からは日本人の短期滞在者には査証が免除されている。ベトナムにとって日本は最大の援助国、最大の輸出相手国であり、両国の関係は政府レベル、市民レベルの両面で互いに重要なものとなっている²⁴⁾。

ベトナムのドイモイは教育の施策にも及び、1998年には新しい教育法が制定された。教育におけるドイモイは、就学率の向上などの成果を示し、学校教育の各段階における教育課程も再編された⁴⁾。小学校の科目に英語やコンピューターが取り入れられるようになり、経済や社会の発展に合わせた近代化が図られてい

る。また、現在、首都ハノイの一部小学校では、児童への日本語教育が試行されている。その結果を見て将来は全国の小学校で日本語教育をカリキュラムに位置づけようとする計画もある。このことは、現在のベトナムが、いかに日本との関係を重視しているかを示すものといえよう。

ところで、障害児教育の分野では、こうしたドイモイ以降の両国の接近に先だち、1980年代から日越間で独自の関係が築かれてきた。1980年に京都ベトナム障害児教育調査団(藤本文朗団長以下28名)がハノイ、ホーチミンの両市を訪問し、現地の障害児施設において調査と交流を行った²⁾。その後、ベトナム戦争で散布された枯葉剤の影響と考えられる結合双生児に対して発達を支援する活動が1985年から日本で始まった²⁵⁾。1988年には、このベトナム人障害児の分離手術が日本で行われ成功したことが、日越の障害児教育や医療関係者の交流を深めるきっかけとなった。1999年には、日本の援助によりベトナムで最初の障害児師範大学がホーチミン市に開校され、その基礎課程及び知的障害児教育専門課程の講義は、過半数の単位を日本人教員が担当した³⁾。こうした経過から、日本はベトナムの障害児教育に関して強い影響力を持つ国の一つとなっている。

しかしながら、ベトナムの障害児教育は、現在まだ多くの課題を残しているように思われる。そこには、急速な経済状況の変化に伴う問題や、ベトナムの教育や福祉における歴史的な背景から生じるもの、ベトナム戦争や枯葉剤といった独特の戦争被害、さらに現在のベトナム政府の教育施策と関連するものなど、多様な要素がある。本稿では、ベトナムの学校教育について経緯と現状とを概観し、そこに潜在する諸問題の関連を論考する。また、障害児教育分野における今後の日本の支援課題について述べる。(江田)

II. ベトナムにおける近年の社会情勢と教育への影響

1. ドイモイによる経済の発展

ベトナムの歴史は、侵略と支配、そして戦争の繰り返しであった。仏越戦争、フランスの植民地支配、第2次世界大戦と日本軍の進駐、インドシナ戦争、ベトナム戦争、さらに南北統一後もカンボジア侵攻、中越戦争と、戦火の絶えることがなかった。こうした諸外国の干渉や支配、度重なる戦争は、ベトナムの主体的な発展の芽をつみ取り、国土を荒廃させ、人々の生活を破壊した。1975年4月のサイゴン解放後、ベトナムはジュネーブ協定によって分断されていた南北を統一し、ベトナム社会主義共和国となった。アメリカ合衆国を撤退させ、祖国を統一したベトナムは社会主義国家の建設を目指したが、バオカップ（国家包括）と呼ばれた中央集権的、官僚主義的な体制の下で経済は停滞した。1978年のカンボジア侵攻、続く中越戦争により、ベトナムは国際社会からも孤立し、1981年には旧ソ連からの援助も大幅に削減されてしまう。天候の異変も重なり、農業人口の比率が高いベトナムの国民生活は、一時期、飢餓寸前の危機的状況にまで悪化した⁸⁾。

1986年12月、ベトナム共産党は第6回大会においてドイモイを新たな国家目標として宣言し、市場経済への転換、食糧・消費財・輸出品の生産拡大、国際経済への積極参加、外国資本投資の奨励等を政策として打ち出した。これにより1990年代に入ってベトナムの経済は危機を脱し、経済成長率は1990～2001年まで平均7.25%という良好な数値を示した¹⁹⁾。1990年の段階では、ベトナムの国民一人当たりのGDPは97.7ドルに過ぎず、当時のASEAN諸国の中でもマレーシアの25分の1、タイの15分の1、フィリピンの7分の1、シンガポールの120分の1という最貧国の状態であった。しかし、2001年には415.5ドルにまで向上した。また個人の財産所有の認可、海外からの送金の自由化などが行われ、外国資本の投資も急増した。ドイモイは、文化的側面にも変化をもたらし、文学や芸術、報道、通信、海外の文化などに対する規制も比較的緩やかなものとなった。

2. 教育の変遷

ベトナムは、GDPなどの経済指標が同レベルにある他の発展途上国と比較すると、識字率が成人の男性97%、女性91%と高い水準を示している。このことは、以前からベトナムが教育を国策として重視してきたことの表れである。服部（2000）は「これがベトナムの経済発展の鍵を握る」と述べている⁴⁾。1945年9月、Ho Chi Minh がベトナム民主共和国の独立を宣言したとき、無知は侵略や飢餓と同じように危険なものであるとして、国民に対する教育水準の向上と識字運動が提案された²²⁾。このときからローマ字表記のクオックグー（quoc ngu；国語）が一般に普及し、唯一の公用文字となり現在に至っている。

ベトナムの教育は、長い植民地時代を経て、学校教育の制度や教育課程、校舎の建築まで、フランスの影響を色濃く受けた。1954年にジュネーブ協定で国土が南北に分断されると、南部ではフランス占領下の教育の影響が強く残り、北部で第2次教育改革が行われた結果、教育制度も南部12年生、北部10年生と異なるものになった。第3次教育改革の実施に伴って、1981年に改めて全国が9-3製の12年の教育制度に統一された。

また、ベトナムは70年代後半に旧ソ連との関係が強かったため、ロシア語の学習のほか、教育の理論やシステムの中に旧ソ連から受けた影響も残る。その傾向は首都ハノイを中心として北部において比較的強いようである。

3. 教育におけるドイモイの影響

1981年からの第3次教育改革は、カンボジアと中国との紛争や、経済停滞の影響などもあって成功には至らなかった。そこでドイモイの改革は教育の施策にも及び、1992年の憲法改正にあたっては、教育が国家の最優先課題に位置づけられた。教育制度は再構築され、9-3製の普通教育は廃止されて、初等教育（小学校）5年、前期中等教育（基礎中学校）4年、後期中等教育（普通中学校3年）の5-4-3制となった。義務教育は小学校の5年間のみとなり短縮されている¹⁾。また、初等教育終了後の進路は学校の種別で分岐する学校教育体系をとり、進級・進学を試験で決定する課程制が存続する。

教育訓練省は2000年までに初等教育の完全普及を目標とした。小学校が各地に設置され、1991～1995年の間に150万人の非識字の子どもが就学した。近年の小学校への就学率は、ASEANの2001年度統計ではNet値97%、Gross値110%である（Gross値が100%を越えるのは該当年齢外の児童の在籍を示す）。中等教育への就学率は、ベトナム教育省の公表資料によれば基礎中学校では1990年の42.6%から1995年は54.8%へ、普通中学校では16.4%から18.9%へと上

昇した。2001年のASEAN統計では、中等教育への就学率は、Net49%、Gross61%である¹⁹⁾。なお小学校5年間の義務制は全国統一であるが、基礎中学校の教育はハノイ、ホーチミン、ハイフオンの主要都市で順次義務化されている。

ドイモイの教育への影響は、国民教育の財源に対する施策の転換である。それまで学校教育は国家事業であり、教育の財源はすべて公費で賄われていた。しかし、ドイモイへの政策転換で民間の投資を積極的に利用するようになり、普通教育の段階で私立学校を設置することや、バンコン (Ban Cong; 半公立) と呼ばれる半公半民の学校運営も可能となった¹⁴⁾。また、それは教育サービスの有料化にもつながった。従来12年間の教育が無料であったところ、新制度では義務教育の5年のみが無料で、以後の学費は有料となった。基礎中学校の学費は、1997年の資料では、公立学校で6,000～15,000ドン、バンコン (国が設置し運営を民間が行う) の学校では40,000～70,000ドンが必要とされている⁴⁾。教科書も有料となり、学校によって給食費を徴収するところも見られる。国家統計総局の報告によれば、2001～2002年前半の期間で、ベトナムの個人の平均月収は331,000ドン (日本円で約2,600円) であるから、こうした教育経費は家庭の重い負担となる。

ドイモイ政策は、教育の分野において就学率を向上させる成果を挙げ、教育の機会を拡大し、教育内容や学校の選択を可能にした。反面、都市部と農村や山岳地との教育的な地域格差や、経済格差を広げている。都市部には富裕層が生まれ、上位10%の高所得層と下位10%の低所得層の平均収入の格差は12.5倍にまで拡大している。この問題は教育においても顕著に表れ、民営化して高額の授業料を徴収する都市の学校に富裕層の入学希望者が集中し、公立学校との間に教育条件の差が広がり始めた。また、都市に流入する極貧層からストリートチルドレンが生まれ、学校に行けない子どもが多数存在する。(江田・森澤)

III. ドイモイの障害児教育への影響

1. 障害児の教育権の保障

ベトナムの障害児教育は、植民地時代にカトリック修道院の慈善事業として始まった¹³⁾。視覚障害児教育と聴覚障害児教育には歴史があり、都市部の盲学校やろう学校の教育水準は高い。知的障害児の教育は近年になって力を入れ始めたところである。ホーチミンには現在26校の障害児学校があり、障害児教育センターも設置されている。しかし、農村や山岳部の障害児には教育の機会が少なく、在宅生活となっている子どもがほとんどである。

ベトナムにおける障害児の就学率については、対象

児の実数を把握することが困難であるため、なかなか正確な数字を得難い。最も教育条件が整っていると考えられるホーチミン市の場合、障害児学校の児童生徒数はおよそ2,000人、普通学校には約300人の障害児が在籍している。同市の小・中学校の全児童・生徒数は現在160万人といわれ、障害児の比率を算すれば、0.14%程度となる。障害児の潜在的な発生率を日本と同程度に考えれば、障害児の就学率は10%未満と予測される。森澤・藤本(1999)の挙げている5.68%という数字が実状に近いものであろう¹³⁾。全国的にはさらに低いと考えられる。

ドイモイの経過で1998年には障害者基本法が制定された¹¹⁾。第3章には教育の規定があり、学費の免除・減免、インテグレーション教育の実施、教員の特別手当などの条項が定められている。また、同年には新たな教育法も制定されている。この法令は、国家の教育施策の方向を決定するものとして重要である。森澤(2003)は、ベトナムの新しい教育法における障害児教育の位置づけに関して、次の4点を問題として指摘した¹⁵⁾。(1) 障害児教育は教育法における国民教育体系に明確な位置づけがない。(2) 障害児だけでなく障害者を対象として概括されている。(3) 国家の役割は、障害児のための学校や学級を設置または開設することを「奨励する」とあり、義務を負っていない。(4) 障害児教育は、正規教育、準正規教育(卒業することで正規教育と同等の資格を得られる)のどちらにも含まれていないため、通常の小学校卒業の資格を持たず、基礎中学校に進学できない。ただし、小学校段階から普通学校へ進学している障害児はこの限りではない。森澤は、障害児教育が正規の学校教育体系に位置づけられていないため、国が財政面や施策面での責任を負わず、義務教育と見なされないことが問題としている。また、黒田(2000)は、障害者基本法の第4条1項においても、「障害者の両親および家族、後見人は、障害者が機能回復し、労働に努め、社会に参加するように、援助し、養成する義務がある」と、家族等に対して援助を義務づけており、現代の国際的権利保障の水準から問題があると指摘する¹²⁾。

2. インテグレーションの促進

2001年の教育に関するベトナムの政府決定では、障害児の就学率を2005年までに50%、2010年までに70%とすることが目標として挙げられている¹⁵⁾。障害児の就学率の向上と学習の機会を拡大する具体的な施策として、(1) ホア・ニャップ (Hoa Nhap; 統合教育)、(2) バン・ホア・ニャップ (Ban Hoa Nhap; 半統合教育)、(3) チュエン・ビエト (Chuyen Buet; 障害児学校と障害児学級の教育) の3つの方法を示している。2001年の段階では、ホア・ニャップで通常の小・中学校に通う障害児は、ホーチミン市の小・中学校で278名で

あった¹⁵⁾。現在、ホア・ニャップは積極的に推進されており、2004年現在、盲学校の生徒は、従来通り盲学校に在籍しながらも、一部の授業を近接する小・中学校へ通学して受けるようになってきている。就学前教育での統合も進められ、障害幼児を受け入れる幼稚園も増え始めている。

しかし、ホア・ニャップを進める上で、障害児の受け入れのために教育環境を改善しているところは希で、対応できる教員も少ない。そのため、ホア・ニャップは実施が容易な軽度障害児が中心となる。ビンドン省では最近、日本の支援でホア・ニャップに向けて教員研修を計画しているが、知的障害児は現場教員が指導できないため除外されようとしている。

また、ベトナムでは、進級・進学に際して試験を実施し、基準点に達しないと留年する課程制がとられている。障害児が通常の学級へ入学すると、進級試験で不合格となり、留年を繰り返した後、退学へと追い込まれ、初等教育段階も終了できない事態が起こる。

3. 教育費の増大

教育費の有料化、高額化の影響は、障害児教育において一層問題が目立つ。公立障害児学校では、1996年から30,000～50,000ドンの授業料を家庭から徴収するようになった（困窮家庭を除く）。2002年に新設された障害児学校の授業料は80,000～120,000ドンと高額なものになり、さらに給食費130,000ドンを徴収するようになった。入学しても費用が払えず中途退学する者が少なくない。高額化の原因には、障害児の就学保障に対する国の財政的な負担が人権費の50～60%のみで、校舎の建設費用などは保障されず、運営を維持するため高い授業料を求めていることがある。最近では、重度の知的障害児（発達年齢2歳以下）を入学させるため、300,000～450,000ドンを支払うような例もある¹⁵⁾。（森澤）

IV. ベトナム戦争と枯葉剤の被害

1. 枯葉剤

ベトナム戦争の間にアメリカは、ベトナムの小さな国土の上に785万トンの爆弾を落とした²³⁾。この爆弾の量は、第2次世界大戦中にアメリカが全世界の戦場で使用した爆弾205万トンの3.8倍に相当する。またアメリカは、7200万リットルの枯葉剤を南ベトナムの森林や農村へ散布した⁶⁾。散布面積は170万ヘクタールで、南ベトナムのジャングルの20%、マングローブ森の36%に及ぶ。枯葉剤を散布した目的は、第一にベトナム解放軍の隠れているジャングルを消滅させること、第二に農作物を汚染し食料として役立たないものにすることであった。この枯葉剤作戦は「ランチハンド（草刈り人）」と呼ばれた。

アメリカが用いた枯葉剤は、ジクロロフェニキシ酸(2,4-D)と、トリクロロフェノキシ酢酸(2,4,5-T)という2種類の農薬の混合物で²⁷⁾、「エージェント・オレンジ（オレンジ色の使者）」というコード名で呼ばれていた。これらの農薬は、もともとアメリカ国内でも除草剤や殺虫剤、木質植物の成長調整剤などに使われていたものである。日本でも除草剤として用いられていた。アメリカは、その他にも「ホワイト」「ブルー」「パープル」「ピンク」「グリーン」といったコード名で呼ばれた多種の枯葉剤をベトナムへ散布した。

この枯葉剤にダイオキシンが含まれていた。一般に誤解があるようだが、枯葉剤はダイオキシンそのものではない。ダイオキシンは、枯葉剤の化学合成の製法上に混入する不純物質である。ダイオキシンの正式な名称は「ポリ塩化ダイベンゾダイオキシン」といい、理論的には75種類が存在する。毒性は塩素の結合の仕方而异なり、ホルモン系に作用して生殖機能や免疫機能を冒すことや、催奇形性、皮膚障害、内臓障害、発ガン性など多様である。そのなかでも2,3,7,8-ダイオキシンの毒性が最も強いといわれる。エージェント・オレンジのダイオキシン濃度は、米空軍の資料によると1.98ppmであったとされる²²⁾。1958年、ウサギが極微量のダイオキシンで死んだことがドイツで報告された。50kgの人間におけるダイオキシンの致死量は0.1mgで、青酸カリの1,000倍、サリンの10倍の強さである。また、サリンは空気中の水蒸気にさらされると無害になるが、ダイオキシンは1,300度の高温でしか高速分解しない。極めて安定した物質で、水に溶けにくい性質をもち、最近では環境ホルモンとしての側面も知られるようになった。消化器、皮膚、肺から吸収され、血流によって人体の各組織に運ばれた後、主として肝臓と脂肪に蓄積される。人間では脂肪により多く蓄積され、代謝されにくい。ダイオキシンの排泄は、人間では遅く、2,3,7,8-TCDDの半減期は、実験動物であるネズミの100倍以上長いといわれている。

2. ダイオキシンの被害と障害児

通常の10倍以上の濃度で7200万リットルもの枯葉剤が散布されたベトナムでは、広範囲で森林や耕作地が壊滅し、79万人が中毒になり、多量の家畜も死んだ²⁶⁾。しかし、枯葉剤の被害は環境や生態系の破壊だけでなく、その後も長期に渡って人体に影響を与え、南ベトナム住民だけではなく、戦争の終結後に北部へ帰還した兵士や、ジャングルへ派兵され被曝したアメリカ兵士¹⁷⁾、韓国兵士⁷⁾などにも、今日なお生命や健康への被害が続く。

ダイオキシンの影響と考えられる最も深刻なものは、両親の被曝による胎児への影響で、死産、流産、精神神経異常、結合双生児や無能症などの先天性障害の原因となることである¹⁶⁾。1969年、アメリカ国立

衛生研究所は、2, 4, 5-T が実験動物に奇形や流産を引き起こすことを実証し、特に催奇形性が注目された。この報告はアメリカ国内に衝撃を与え、その結果を受けてアメリカ科学振興協会がベトナムにおける枯葉剤の即時禁止を決議している。この時期、アメリカにおいてもベトナム戦争帰還兵の健康不良や、帰還兵の子どもにも奇形が頻発するなどの問題が知られるようになった。そのため枯葉剤使用の継続は前線の兵士に危険をもたらすという主張もあり、1971年に枯葉剤作戦は中止された。

ホーチミン市の代表的なマテリアルセンターであるツーズー (Tu Du) 病院の一室には、ベトナム戦争後この病院で扱われた重症奇形胎児の標本が多数保管されている。日本で分離手術を受けて成功し、「ベトちゃん、ドクちゃん」の名前で広く知られているベトナムの結合双生児もこの病院で生まれた。筆者らはこれまで何度となくツーズー病院を訪問しているが、広い保管室の全面に並んだ数限りない奇形胎児の標本は、日頃障害児の教育に関わっている筆者らにとっても正視できない状態のものである。生存を許されなかった胎児の無言の遺体が、何よりも強い説得力をもって人の行為の愚かしさを語っている。

ベトナム側の説明によれば、戦後しばらくは毒性が強すぎ、不妊あるいは初期の流産という形をとっていた影響が、年月の経過とともに毒性が弱まって胎児が発育するようになり、重症奇形による死産、中には生まれて育つ者もいるようになったと考えられている。倉田 (2000) は、北部ハノイ郊外と中部フエの調査結果から同様の問題を予測している¹⁰⁾。川名 (1997) は、戦後 20 年を経過した 1995 年においてツーズー病院には 50 名の先天性障害児が入院中で、平均 2 日に 1 人の割合で奇形児が生まれるか、生まれた後に運びこまれていると報告した⁹⁾。こうした状況から、尾崎 (1997) は、ダイオキシンの影響によって戦後 20 年以上を経過してなおベトナムで障害児が増え続ける状況があるとしている²¹⁾。

ツーズー病院の Phuong 病院長 (当時) は、1985 年に来日した際、日本のテレビに出演し、ダイオキシンの問題はベトナムでは戦争という不幸の中で生じたが、実は日本のように高度に発達した工業国においても同じ問題が潜在していると、警告を発していた²⁾。今日、産業廃棄物処理等の問題をめぐり、先進国の間ではこの問題が次第に強く意識されるようになっていく。またベトナムにおいても急速な産業構造の転換と、経済の発展を図る中で、過去の被害とは異なる形で再びこの物質の問題が忍び寄っている。(井上・江田)

V. 重度障害児に対する学校教育の機会の不足

1. 3つの要因

前述のようにベトナムは、枯葉剤の被害による重度障害児の発生という独特の問題を抱えている。しかし、こうした重度障害児の教育は現在も十分保障されていない。ベトナムでは視覚障害児と聴覚障害児の教育は比較的充実しており、学校数も多い。知的障害児の教育は、まだ普及率は高くないものの、教育者の間に重要な課題の一つであるという認識が生まれている。一方、重度障害児、特に脳性まひなどの重度肢体不自由児に対しては、教育対象としての意識が薄く、在宅のまま放置される例が非常に多い。都市では病院施設や福祉施設、宗教施設などで保護されている例もあるが、学校に通える子どもは希である。また、現状こうした問題を改善しようとする施策はほとんど皆無といつてよい。

問題の要因には、(1) 生産労働や社会参加の能力を重視する実用的な教育観が根強いことや、(2) 宗教的な慈善事業として障害児教育が行われた歴史と、戦争による傷兵や被害児童に対する社会保障の一環として障害児も保護されてきた歴史がある。そのため、福祉や福祉的医療と、障害児教育とが未分離であること、(3) 障害児の教育の機会を新たに増やす施策として統合教育を進めているが、通常学級の教師では指導が難しく、日常生活の介護も必要となる重度重複障害児は対象とされていない、といったことが挙げられる。

2. 教育改革との関連

ベトナムの教育改革を追って見ると、先ず 1950 年からの第 1 次教育改革では、植民地時代の教育から国民教育、公教育への転換が行われた¹⁸⁾。その中で実践を伴う学習が重視され、教育と社会の生産労働を結びつける方針が採られた。1956 年に北部で始まった第 2 次教育改革では、実用的な学習が強化され、理論と訓練の連続した教育課程の制定と、就学前教育、職業教育、高等教育の充実が図られた²²⁾。1981 年の第 3 次教育改革では、職業訓練学校、労働技術センター、大衆職業訓練センターを設置して技術教育と職業教育を促進し、学校教育にも職業訓練が導入された⁵⁾。このようにベトナムでは、教育と生産労働を結びつける原理が教育の基本にあり、社会の発展に貢献できる人材の育成が目指された。その具体的な方策は、発展途上国としては高い国民の識字率が示すように、第一には、国民全体の教育水準の向上である。第二には、技術教育や職業教育など労働と直接に結びつく実学の重視である。第三は、社会の教育幹部となりうる優秀な人材の育成である。

一方、児童生徒の権利としての教育、特に重度障害児に対する教育の意味や、教育機会の保障などは十分に検討されていない。視覚障害児教育と聴覚障害児教育が比較的充実していることも、固有の職域の開拓があり、就労を可能とする職業訓練や技能訓練の専門性

があるためである。盲学校やろう学校においても、就学の対象となる児童生徒は、就労の可能性が高い単一障害者や軽度障害者に限定されやすい。労働による社会参加が困難な重度障害児の場合は、医療や福祉の保護対象とはなっても、教育対象としての意識が低い。

この問題は、現在進められている統合教育にも表れている。障害児の統合教育には、通常教育サイドにおける教育改革が不可欠であるが、現状ではカリキュラムや指導方法の吟味は十分に行われておらず、統合教育を受けられる子どもは軽症児か優秀児に限られる。重度障害児は、こうした教育施策からも遠いところに置かれている。

3. ベトナムの肢体不自由教育の施設

肢体不自由児の教育は、日本においては長期入院児童の療育や整形外科医療との関連で始まった。ベトナムの肢体不自由児教育は、キリスト教系の慈善事業や、戦傷者のリハビリテーション施設との関係が深い。そのため都市部にある肢体不自由児の施設は、教育訓練省や保健衛生省の管轄ではなく、労働傷兵社会省に所属する。その一つ、ホーチミンのフ・ミイ (Phu My) は、キリスト教系の孤児院で、肢体不自由児や重度障害児の医療と教育、職業訓練までを一環して行う施設である。350人の子どもと190人のスタッフが生活しており、うち150人の子どもは常時ベット上でケアされる最重度の肢体不自由児である (Phu My Orphanage Pamphlet, 2001年10月)。入院病棟のほか、寄宿舎、農場、授産施設を有し、北へ200km離れた土地にバオ・ロック (Bao Loc) という成人障害者の居住地と教育農園を兼ねた農業村を運営している。規模や設備、教育の水準いずれの点でもベトナムで最も充実した肢体不自由施設の一つである。しかし、こうした施設の事業は学校教育体系に位置づけられていないため、正規教育との接続は行われていない。また、施設内で完結した活動であり、市内の障害児学校の関係者にも実状が知られておらず、蓄積された情報や技術が他へ普及しない。

フ・ミイでは、現在は入院患者だけでなく、通園による肢体不自由児の指導も行っている。しかし、有料であっても、こうした教育サービスを受けられる重度障害児は他の地域では希である。大多数の重度障害児は、家庭や病院、孤児院などの保護施設に収容されて、公的な教育サービスを受けられないまま、発達の機会を逸している。(江田)

VI. 日本からの教育支援における今後の課題

日本からベトナムへの障害児教育の支援は、これまで首都ハノイ、商都ホーチミンを中心として、都市拠点型で行われてきた。それは障害児学校がこれらの大

都市に集中し、対象児の人数、教員の要望、医療や福祉の関連施設が、いずれも圧倒的に多かったことによる。1999年段階では、全国の約3分の1の障害児学校がホーチミン1市に集まっていた。

1999年10月、ホーチミン市幼児師範学校に日本の支援でベトナムで最初の障害児教育の教員養成課程が開設された³⁾。この課程は、ベトナム教育訓練省から認可され、ハノイ師範大学の分校と位置づけられた2年間の正規課程である。110単位、1,710時間の講義を、ハノイ師範大学の教員と、日本から派遣された講師とが分担した。筆者ら(江田・森澤)も同課程の講義の一部を担当してきた。第1期の入学者は42名で、現職教員が4割を占め、その半数は障害児学校の教員であった。その他、教育行政に関わる者が2割、教員養成の大学・短大の講師などが受講した。第1期生の中には、養護学校長や障害児センター所長らもいた。入学者のほとんどはホーチミン及び周辺に在住ないし勤務する者、ハノイから派遣された者である。卒業後は、教育現場だけでなく、関係機関、教員養成の立場などからベトナムの障害児教育を中心となって進める人たちと考えられる。しかし、こうした都市やその周辺地域と、他の地域、特にもともと障害児教育の資源が欠乏する遠隔の農村部や山岳部との間に、人材面の格差をも拡大する結果になっている。

この問題をふまえ、第2期の入学者からは、多様な地域で募集されるようになった。しかし、授業は従来通りホーチミンで行われ、行事・式典はハノイで開催されている。そのため遠隔地からの受講者は就学の期間、これらの都市へ移住しなければならない。費用の負担が大きく、家族と離れて暮らす問題もある。派遣費の給付や家庭の事情など、参加できる者の条件は限定される。公的に派遣された教員にも、幼児を郷里に残して入学する者や、子どもを転校させて同行する者などが見られ、苦勞の多いことが実状である。

今後の課題の一つは、都市から離れた農村部や山間部へ向けての教育支援を少しでも充実させることであろう。これらの地域では、資金、資材、場所といった物的な面と、障害児の教育に対する理解、指導者の資質といった人材面の両方で、都市部と著しい格差が存在する。障害児の実態そのものが国内でも把握されていない状況である。ホーチミンやハノイのような都市部の教育は、近いうちにベトナムの主体的努力に発展を委ねることが必要と考えられる。これに対して、地方の障害児教育はまだ芽生えも不十分であり、外的な援助の必要性が高い。そのため、日本の教育支援も、都市拠点型の重点注水の支援から地方巡回型の散水的な支援へと移行していくことが必要であろう。

また、前述の障害児教育の専門教員養成課程では、専門課程が知的障害、視覚障害、聴覚障害の3分野のみである。このことは、ベトナムの教育が障害カテゴ

リーに応じて編成され、特定の障害に対してのみ行われていることの反映である。しかし、ベトナムの教員に重度重複障害児や肢体不自由児の教育への関心がないわけではない。受講生の中には、自分自身の子どもが脳性まひであったり、親族に重度障害の子どもがいて、学校に行けず在宅の状態であるため、教育方法を少しでも知りたいと熱心に聞く者もいる。親が障害児教育の専門教員でありながら、わが子に教育のチャンスがないことを嘆いていた。「この子を日本へ連れて行って教育して下さい」と泣きながら頼まれたこともある。また、卒業研究に『家庭教育における IEP（個別教育計画）の設計』というテーマで論文を書いた学生がおり、やはり子どもが重度障害で在宅での生活を送っているのだという。

そこで、第2の課題は、脳性まひ児を中心とする重度重複障害児の教育について、情報の提供につとめ、ベトナムの教員の意識や指導技術の向上に協力していくことである。また、フ・ミイ孤児院のように実績のある重度障害児施設と、現地の教育機関とを結びつけることも大切であろう。具体的には、日本から提案する教育プロジェクトを通じて、行政の管轄が異なる部門どうしの協力を促すことが有効であろう。例えば、キリスト教系の孤児院であるフ・ミイの指導者が、ベトナムの師範大学の授業に参加することなどは、現地のシステムでは実現が難しい。しかし、日本から提案するプロジェクトの中では、そうした新しい試みも可能であろう。(江田)

文 献

- 荒木穂積・黒田学・森澤允清 (2001) ベトナムの障害児教育・福祉の動向. 総合社会福祉研究, 18.
- 藤本文朗 (2001) 21世紀のベトナムの障害児教育に臨むこと—この20年余りの交流を通して—. 華頂短期大学研究紀要, 46, 104-139.
- 藤本文朗・森澤允清・斎藤文夫 (2003) 日本の支援による初めてのベトナム障害児教育教員養成: ホーチミン市師範大学障害児教育学科第一回卒業式を終えて, 日本の科学者. 38(1), 36-41.
- 服部育代 (2000) ベトナムの教育—教育におけるドイモイの10年後の現状と課題—. 座して障害者と語る, 文理閣, 175-188.
- 広木克行 (1997) ベトナム教育改革史, ベトナム, 上巻, 水曜社.
- 伊藤嘉昭訳 (1979) ベトナム戦争と生態系破壊. 岩波現代選書, 37.
- 韓官亨 (2000) 韓国の枯葉剤の被害の実態と運動—韓国の友人から—. 座して障害者と語る, 文理閣, 209-218.
- 岩見元子 (1996) ベトナム経済入門. 日本評論社
- 川名英之 (1997) ベトナム戦争とダイオキシン汚染. いんだすと, 12(11).
- 倉田正 (2000) 私と藤本先生. 座して障害者と語る. 文理閣, 219-231.
- 黒田学・鈴木典夫 (2000) ベトナムにおける障害者福祉の動向と課題. 障害者問題研究, 28(1), 31-37.
- 黒田学 (2000) ベトナム社会と障害児教育・福祉. 座して障害者と語る, 文理閣, 158-174.
- 森澤允清・藤本文朗 (1999) ベトナム. 高橋智(編) 転換期の障害児教育, 第6巻, 世界の障害児教育・特別なニーズ教育, 第12章, 三友社出版, 267-288.
- 森澤允清 (1999) ベトナムの障害児教育—ドイモイ政策後の普通教育の動向と障害児教育の一側面—. 第5回特別なニーズ教育とインテグレーション学会研究大会発表要旨集録, 60-61.
- 森澤允清 (2003) 教育法制下のヴェトナムの障害児教育の変容—ホーチミン市と地方省都 BINH DUONG の実状に照らして—. 日本特殊教育学会第41回大会発表論文集.
- 中村悟郎 (1983) 母は枯葉剤を浴びた. 新潮社.
- 中村悟郎 (1995) 戦場の枯葉剤—ベトナム・アメリカ・韓国. 岩波書店.
- Nguyen Khanh Toan (1965) 20 Years' Development of Education in the Democratic Republic of Vietnam. Publishing House of the Ministry of Education of the D.R.V., Hanoi.
- 日本アセアンセンター (2003) アセアン統計集. <http://www.asean.or.jp/general/statistics/>
- 日本国際観光協会 (2004). 訪日外客数・出国日本人数 2004年4月推計値. <http://www.jnto.go.jp/info/>
- 尾崎望 (1997) ダイオキシンによる人体への被害. 障害者問題研究, 24(4), 100.
- Pham Minh Hac (1998) Vietnam's Education, The Gioi, Hanoi.
- ベトナム戦争の記録編集委員会 (編) (1988) ベトナム戦争の記録. 大月書店
- ベトナム在日大使館 (2003) 日越の経済関係. <http://www.vietnamembassy.jp/japanese/relations/economy.html/>
- ベトちゃん・ドクちゃんの発達を願う会 (編) (1986) がんばれベトちゃん・ドクちゃん. かもがわ出版.
- 綿貫礼子 (1982) 枯葉剤被曝に関する国際シンポジウム開催によせて. 科学, 52(12), 811.
- 綿貫礼子・河村宏 (1984) ダイオキシン汚染のすべて. 技術と人間.

